

報告事項 1 恵那市景観条例の運用状況について

平成 24 年度（平成 24 年 10 月から）

区 分	件数	不適合処理		
		うち適合	うち不適合	助言
事前協議	16 件	16 件	0 件	
届 出	15 件	14 件	1 件	1 件
通 知 (公共団体の場合)	3 件	3 件	0 件	

※1 事前協議は、長期優良住宅認定に係る確認に必要であるため提出があったもの。

※2 通知は、市の公共施設整備に係るもの。

平成 25 年度

区 分	件数	不適合処理		
		うち適合	うち不適合	助言
事前協議	36 件	34 件	2 件	2 件
届 出	12 件	10 件	2 件	2 件
通 知 (公共団体の場合)	5 件	4 件	1 件	1 件

※1 事前協議、届出のうち不適合物件は、集合住宅の建築にあたりカラーパターン数種類のうち一部が不適合であったもの。

啓発について（平成 24 年度以降）

事業者に対して、景観計画による基準・届出について説明会を開催した。（参加 46 社）
 建築確認審査報告があった物件の設計者に、資料送付することにより周知を図った。
 （送付数 147 社）

景観重要建造物・樹木の指定要綱～地域のシンボルとなる景観資源を保全する～

1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定【景観法第19条、第28条、恵那市景観条例第19条、第22条】

良好な景観形成に資する重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）と樹木を指定し、積極的に保全するものです。

※国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物は指定の対象とはなりません。

- 「これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。」とは
- ・例えば、建造物の敷地、建造物周辺の燈籠、敷石、石垣、付属する庭園等が当該建造物と一体となって良好な景観を形成している場合に、景観重要建造物に含まれるものとして指定することが考えられる。

2. 指定の方針

景観重要建造物

- 地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- 市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 外観が伝統的様式や技法で構成され、地域の規範となっているもの
- 街角に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 優れた意匠・デザインを有し、建造物としての価値が高いもの
- 再び造ることができないもの
- その他、地域の良好な景観形成に貢献している建造物等

例① 中山道大井宿・林家（大井町）



例② ^{そはら}蘆原神社（笠置町）



景観重要樹木

- 地域の自然、歴史、文化などからみて、樹木の外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- 市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 街角に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 品格や風格が備わり、優れた樹姿（樹高や樹形）のもの
- 社寺林や地域の骨格となる樹林などを構成する主たる樹木

例① 恵那駅前並木



例② 坂折の楓（中野方町）



※他に、学校等の記念樹、地域の伝承木、公園や広場における緑陰樹（日陰をつくる木） など

3. 指定候補の募集から指定までの流れ

①候補となるもの

- ・窓口で随時募集
- ・恵那市からの提案（天然記念物、文化財、稀少な樹木などのリストから重要なものや過去のワークショップから発見した資源など）

②候補物件の調査

調査は、市職員により実施し、景観重要建造物・樹木の要件を満たす物件のみ、次のステップに進むこととします。

③景観審議会での審査

応募のあった建造物又は樹木を、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定することについて、景観審議会で審査します。

④所有者の同意

景観審議会での審査の結果、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定することとした建造物又は樹木の所有者に、指定することの同意を得ます。

⑤指定

所有者の同意が得られた物件を、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定します。

4. 募集について

- 広報と HP でお知らせし、窓口で随時募集します。
- 募集方法は、応募用紙（建設政策課窓口または HP から）に、写真（風景を含めたもの）と位置図を添えて応募してもらいます。

5. 選定結果

- 年度末の審議後、指定物件を HP・広報で公表します。

6. 指定後の管理義務など【条例第 21 条、第 24 条】

景観重要建造物

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を掌握し適正な管理を行うこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

景観重要樹木

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

7. 支援制度【条例 33 条】

考えられる補助制度の例

	補助対象事業	補助額	補助限度額
景観重要建造物	耐震診断士の派遣	必要に応じて市が判断する	
	外観修理・修景	補助対象経費 の〇分の 1	〇万円
景観重要樹木	剪定・枝処理		〇万円
	グリーンドクターの派遣	必要に応じて市が判断する	

※同一の景観重要建造物に対する補助は、10 年間で〇万円を限度とします。



応募者住所		
応募者氏名		(ふりがな) ----- -----
連絡先 応募者の	電話番号	----- -----
	Eメール アドレス	----- -----
所有者住所		
所有者氏名		(ふりがな) ----- -----
連絡先 所有者の	電話番号	----- -----
	Eメール アドレス	----- -----
応募物件		建造物 ・ 樹木
所在地		
名称		
応募理由 ※規模、形、姿 などの特徴をふまえて お書きください。		

※添付書類

1. 写真
2. 位置図

○指定の流れ○

